

山形県入札監視委員会令和7年度第1回定例会議 審議事項の概要

- 1 開催日時 令和7年7月25日（金）13時30分～15時30分
- 2 会 場 山形県建設会館3階中会議室No.1
- 3 出席委員 委員5名（青柳委員、梅津委員、原田委員、古川委員、丸山委員）
- 4 県出席者 県土整備部部長、関係部局職員など計31名
- 5 審議事項の概要
 - (1) 抽出事案の審議について（対象期間：令和6年10月1日～令和7年3月31日）

① 抽出事案1

令和6年度（債務負担行為）酒田港施設整備費酒田港外港地区高砂埋立護岸基礎工事

【建設工事／一般競争入札（条件付）／

県土整備部空港港湾課、港湾事務所】

委員	<p>落札率が高くなった理由はどう考えているか。</p> <p>また、積算の単価等は決まっているのか。</p>
県	<p>まず、県の積算にかかる単価は公表されているため、各業者が県の設計金額を積算するのは難しくないと思われる。</p> <p>加えて、基礎捨石の均し作業は潜水士によって行われ、本工事では延べ389人の潜水士が必要と見込まれているが、基地港湾整備では、現在、国直轄工事を含め潜水士の需要が非常に高く、地元企業だけでは不足するため、他県からも潜水士を確保している状況にある。</p> <p>また、本工事における主要資材は基礎に用いる捨石であり、全資材費用の65パーセントを占めている。この資材は主に港湾・海岸工事で使用されるものであり、一般的な工事資材としての流通が少ないため、高止まりしているものと考えられる。</p> <p>加えて、本工事のようなクレーン付台船（起重機船）や捨石均し船などの作業船を用いて施工する海上施工工事は、海象条件によっても施工可否が左右されてしまうため、諸経費等にそのことが考慮されているとしても、それ以上のリスクと捉える事業者があるかもしれない。以上のことが落札率が高くなった</p>

	理由と推察している。
委員	積算の単価が公表されているので県の設計金額を積算可能なこと、様々な要因で価格を下げづらいということで落札率が高くなったと理解した。
委員	本案件は護岸工事の一部だが、他の部分の護岸工事については同じ業者なのか、それとも別業者なのか。
県	別発注であり、別の業者が落札している。
委員	港湾の護岸工事ということで、特殊な工事という印象を受けたが、その点について品質確保のために技術力を担保するような条件を入札参加資格等に設定しているか。
県	本案件は総合評価落札方式で実施しており、元請けとして施工した本件工事の同種工事または類似工事の施工実績がある場合に加算点を加える項目を設けている。これにより技術力は担保されると考えている。

② 抽出事案 2

令和6年度泉谷地地区・山谷地区農村地域防災減災事業ため池耐震性調査業務委託

【建設工事関連業務委託／指名競争入札／

庄内総合支庁産業経済部農村計画課】

委員	本案件は5者が調査基準価格を下回って低入札価格調査を行うこととなったが、この背景をどう考えているか？
県	まず、県の設計金額については積算基準に則って行っている。一方で、全国的にため池の耐震補強、国土強靱化の動きがあり、ため池の補修等の業務が増加している。そのため価格競争が発生し、入札価格が下がっているのではないかと考えている。
委員	低入札価格調査にあたって、いろいろな書類を出してもらおうと思うが、様式はすべて共通なのか。
県	失格数値基準の判定の際に提出してもらうのは積算内訳書であり、これは全者共通の様式で提出してもらっている。一方で詳細調査については失格数値基準による判定で失格にならなかった業者だけが提出するものであり、提出資料については所定の様式に加え業者独自で作成してきたものもある。
委員	直接経費・一般管理費等調査表の中で内部留保という項目が一般管理費等に含まれている。一般管理費というと外部に出ていくお金であり、内部留保は内部に留まるお金のイメージがあるが、何か決まりがあるのか。
県	国の積算基準の中で一般管理費等としてどういった項目のもの

	<p>のが計上できるのか決まっており、県でも同様の積算基準を使用している。この積算基準の中で内部留保も一般管理費等に含まれている。金額の妥当性については、全体の中で見たときに過大ではないと判断した。</p>
委員	<p>資料では同種業務等の実績を指名の基準としており、同種業務と同規模業務についても定義が記載されているが、これらは同時に満たす必要があるのかそれとも片方だけ満たせば問題ないのか。</p>
県	<p>片方だけではなく、同種業務と同規模業務の両方の実績が必要である。</p>
委員	<p>2回変更契約をしているが、変更契約の内容を詳しく教えてほしい。</p>
県	<p>ボーリングを伴うような地質調査の場合、ボーリングの深さや調査する地質の種類などは想定で発注する。その後実際の深さや地質の種類等を見て変更している。第1回変更契約は当初想定していた固い岩盤の深さが19メートルだったが、実際には35.6メートルの深さまで掘らないとその岩盤に到達しなかったため増額したものである。一方、第2回変更契約については、第1回変更契約で追加したボーリング調査で当初18メートルまで掘り進めば固い岩盤の地層に到達すると想定していたが、実際には7.6メートル掘り進めたところで固い岩盤の地層に到達したため減額したものである。</p>
委員	<p>入札結果一覧で落札者決定の流れを教えてほしい。</p>
県	<p>まず調査基準価格を下回っている5者について、本当にその価格で適正に業務を行うことができるのか調査を行った。今回は調査結果のうち1者について適正と判断されたので落札決定を行った。もし調査の結果、5者とも失格だった場合は、調査基準価格と同額の3者によるくじ引きで落札者を決定することになる。</p>
委員	<p>低入札価格調査に際して、業者からもいろいろな資料を提出してもらおうことになると思うが、ほとんどの業者はすんなり調査に応じているのか。</p>
県	<p>低入札価格調査の案件自体少ないが、少なくとも知る限りでは積算内訳書の提出を求めた時点で提出を拒むといったことはほとんど無いと思われる。</p>

③ 抽出事案3

令和6年度寒河江川下流地区水利施設整備事業第1工区工事

【建設工事／一般競争入札（条件付）／

村山総合支庁産業経済部西村山農村整備課】

委員	入札調書の見方を教えてほしい。この調書の中で地域貢献度等がどのように反映されているのかを知りたい。
県	まず標準点として100点ある。それに加えて各社で提出された技術資料に基づいて評価項目ごとに加算点がある。地域貢献度の項目もこの中にある。さらに品質等確実点を加えてそれらをすべて合計したものが技術評価点であり、技術評価点と入札価格から評価値を算出する。この評価値を基に最終的な落札者を決めている。
委員	評価値を算出して、一番数値が高かった者について入札参加資格の事後審査を行ったということか。
県	お見込みのとおり。
委員	当初契約の工期が令和7年2月から令和7年3月末までと短く思えるが、当初2か月で終わる想定だったのか。
県	今回の工事は平成17年に国で整備した水管理のシステムの更新である。内容は水管理機能が予め組み込まれているパッケージソフトウェアの更新と関連する通信機器等の更新であり、それらは汎用性の高いものであることから2か月の工期でも可能と判断した。
委員	請負代金額におけるハードウェアとソフトウェアの割合はどれくらいか。
県	ソフトウェアの更新が大体2割ほどで、残りは機器等のハードウェアの更新の工事によるものである。
委員	品質等確実点について教えてほしい。調査基準価格を下回っていれば0点という理解で間違いはないか。
県	お見込みのとおり。
委員	その調査基準価格の算定の仕方について教えてほしい。
県	直接工事費の額の97パーセントや共通仮設費相当額の90パーセント等所定の係数で算定された算定額が95.9パーセントとなり、入札書比較価格の95パーセントと比較して低い方の金額を調査基準価格としている。

④ 抽出事案 4

令和6年度災害復旧事業等調査費升形川外河川災害測量及び設計業務委託
【建設工事関連業務委託／随意契約／最上総合支庁建設部河川砂防課】

委員	落札率が高い理由はなぜか。
県	理由は2点ある。まず、県の設計の歩掛や設計単価については公表されているため、県の設計金額について正確な積算が可能であったということが1点、緊急随契に基づく随意契約となったため、業者側で入札価格を下げる必要がなかったというのがもう1点であり、結果として100%の落札率になったということである。
委員	変更契約の金額が大きいのはなぜか。
県	今回の当初契約の内容は被災箇所の測量・調査や災害査定補助業務である。災害査定の場合は簡易的に工事費を積算し査定設計書を作成しているが、現地の被災状況を調査したところ緊急性が高い箇所が多く、早期に工事の発注を行う必要があることが分かった。そのため、現地の状況に精通した当該業者へ速やかに実施設計書の作成を依頼し詳細な測量・調査等を行った結果、契約金額が大幅に増加した。
委員	災害等緊急時随意契約の要請業者の選定についてに基づき被災箇所に近い1者のみと随意契約しているが、他の業者にも平行して随意契約できれば応急復旧をもっと早く進められたりはしないものか。
県	今回の大雨災害は、県内でも過去最大の被害額のため、当該業者だけでなく、河川だけでも33契約もの随意契約を結んでいる。最上地方の業者だけでなく県内の他の地域の業者にもお願いをして業務を行っており、県内一丸となって何とか令和6年12月までに災害査定を完了させたという状況である。
委員	応急対策業務に関する協定に基づき、出動要請先業者のリストがあり、当該業者も掲載されているが、リストにあるその他の業者とも随意契約を締結しているのか。
県	お見込みのとおり。
委員	県外の業者とは随意契約を締結していないのか。
県	県内の業者だけで足りない部分は県外の業者も県内業者の下請けという形で協力をお願いしている。

⑤ 抽出事案5

令和5年度（明許）河川管理施設長寿命化対策事業（河川メンテ・応対・経済対策）天王川外 排水樋門工事

【建設工事／一般競争入札（条件付）／置賜総合支庁建設部河川砂防課】

委員	入札参加可能業者を24社想定していて、実際には3社しか応札していないが、その点についてはどう考えているか。
県	発注時期が年度の後半だった関係で工事を受注する余力のある業者が少なかったためと思われる。
委員	変更契約の金額が大きい理由はなぜか。
県	新設するフラップゲートについて、当初は非出水期内の工事完了に間に合う納期だったが、特殊なものであったため、間に合わなくなり、一部減工した。それと同時に、樋門の定期点検で判明した緊急性の高い箇所について増工したため、結果的には金額が増えた。
委員	下請業者一覧表の業者の中で工期が伸びているものがあるが、下請金額は変更がないのか。
県	あくまで工期のみの変更のため金額の変更はない。
委員	単価適用日が令和6年9月1日となっているが、工期は令和6年11月からになっている。これは最新のものに変更したりはしないのか。
県	基本的には発注をした時点での単価適用日そのまま適用している。

⑥ 抽出事案6

債務負担行為工事村山広域水道寒河江～山形・上山線管路沈下対策工事

【建設工事／一般競争入札（条件付）／企業局水道事業課】

委員	入札参加可能業者数は何社か。
県	24社である。
委員	3者のうち2者が辞退し、1者入札となっているが、そのことをどう捉えているか。
県	今回の工事は管の太さが、1,200ミリメートルとなっており、水道管の工事としてはかなり大規模な工事となっている。施工の実績として400ミリメートルの配管の実績がある業者を条件として設定したため、その部分で施工に必要な技術力などの面で入札に参加するのが難しい業者もいたのではないかと考えられる。

委員	支払計画で令和8年度に全額支払う計画になっているが、問題はないか。
県	令和6、7年度は工事の材料を作成する期間であり、それらを使って実際の工事に着手するのは令和8年度からになっている。そのため成果物についても令和8年度からしかなく、支払いは全額令和8年度になっている。このことは入札説明書にも記載しており、そのうえで応札しているため、落札業者もその部分は考慮しているのではないかと考えている。
委員	令和8年度から実際の工事に着手することになると思うが工期は令和6年度から始まっている。この場合技術者の配置などはどうなるのか。
県	ものを作っているいわゆる工場製作の期間については技術者の専任での配置を要しない。現場に着手してからは専任での配置を要する。その点は工程表にも示されている。
委員	工場製作の期間の後、実際の着工は令和8年度ということだが、労務単価等は令和8年度のものにその時点で変更するのか。
県	労務単価等については発注時点での単価が適用される。そのため令和8年度に現場に着工していても発注時点の単価になる。
委員	労務単価についても2年経過すれば変わるものだと思うので、その部分についてももう少し考慮できるよう検討してもらってもよいのかもしれない。